

	面積	開発行為変更許可申請				地位の継承	開発登録簿の写しの交付
		開発行為許可申請	設計変更	新たな土地の開発区域への編入に係る設計変更	その他の変更 (施工者の変更など)		
		杉並区事務手数料条例 別表2 124	杉並区事務手数料条例 別表2 125 ア	杉並区事務手数料条例 別表2 125 イ	杉並区事務手数料条例 別表2 125 ウ		
自己の居住用の開発	～1,000㎡未満	¥13,000	¥1,300	開発区域への編入される新たな土地の面積の開発行為許可申請手数料と同額	¥15,000	杉並区事務手数料条例 別表2 126	杉並区事務手数料条例 別表2 127
	1,000㎡以上～3,000㎡未満	¥39,000	¥3,900				
	3,000㎡以上～6,000㎡未満	¥76,000	¥7,600				
	6,000㎡以上～1ha未満	¥149,000	¥14,900				
	1ha以上～3ha未満	¥225,000	¥22,500				
	3ha以上～6ha未満	¥305,000	¥30,500				
	6ha以上～10ha未満	¥370,000	¥37,000				
	10ha以上	¥497,000	¥49,700				
自己の業務用の開発 (商業施設など)	～1,000㎡未満	¥21,000	¥2,100	開発区域への編入される新たな土地の面積の開発行為許可申請手数料と同額	¥15,000	杉並区事務手数料条例 別表2 126	杉並区事務手数料条例 別表2 127
	1,000㎡以上～3,000㎡未満	¥51,000	¥5,100				
	3,000㎡以上～6,000㎡未満	¥113,000	¥11,300				
	6,000㎡以上～1ha未満	¥204,000	¥20,400				
	1ha以上～3ha未満	¥340,000	¥34,000			¥2,500	
	3ha以上～6ha未満	¥457,000	¥45,700				
	6ha以上～10ha未満	¥567,000	¥56,700				
	10ha以上	¥795,000	¥79,500				
その他の開発 (マンション開発や戸建て開発)	～1,000㎡未満	¥141,000	¥14,100	開発区域への編入される新たな土地の面積の開発行為許可申請手数料と同額	¥15,000	杉並区事務手数料条例 別表2 126	杉並区事務手数料条例 別表2 127
	1,000㎡以上～3,000㎡未満	¥215,000	¥21,500				
	3,000㎡以上～6,000㎡未満	¥320,000	¥32,000				
	6,000㎡以上～1ha未満	¥379,000	¥37,900				
	1ha以上～3ha未満	¥573,000	¥57,300				
	3ha以上～6ha未満	¥654,000	¥65,400				
	6ha以上～10ha未満	¥808,000	¥80,800				
	10ha以上	¥1,081,000	¥108,100				

変更許可の申請手数料（設計変更のみの場合）

開発許可
取得済み

2,900㎡

※設計変更あり

既に許可を取得した
開発現場の設計変
更を申請したい。

申請手数料は
元の許可申請手数料の10%

2,900㎡の戸建て分譲開発では
215,000円の10%で

21,500円



変更許可の申請手数料（設計変更 + 新たな区域を追加する場合）

開発許可
取得済み

2,900㎡

※設計変更あり

新たに
追加する
開発区域

900㎡

既に許可を取得した開発区域に
新たな開発区域を編入したい。
同時に、許可取得済みの開発区域内
も設計変更を申請したい。

許可取得済み開発区域の
設計変更の変更許可手数料として
215,000円の10%である
21,500円

900㎡の土地を新たに編入する
変更許可申請手数料として
141,000円

手数料の合計は
162,500円

